

北海道が令和7年度において給付金を支給する事業、支給対象者、支給額等を次のとおり定める。

令和7年(2025年)8月13日

北海道知事 鈴木 直道

1 給付金を支給する事業の名称

分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業

2 事業の目的

この給付金は、特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援するとともに、地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行い、地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保することを目的とする。

3 支給対象者

北海道（北海道病院事業会計）、市町村、病院、診療所、助産所又はその他知事が適当と認める者を対象とする。

4 支給額

（1）分娩取扱施設支援事業

病院または診療所 1施設×2,500 千円

助産所 1施設×1,000 千円

（2）小児医療施設支援事業

許可病床のうち、小児科部門の病床数×25 万円

（ただし、令和5年度における小児科部門に係る総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄附金その他の収入額（以下「収入額」という。）を控除した額を上限とする。また、収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は、支給しないこととする。）

5 交付申請書に添付すべき関係書類

別に指示する様式

6 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先

（1）提出部数 1部

（2）提出期限 令和7年12月26日

（3）提出先 保健福祉部地域医療推進局地域医療課